

研究ノート

戦時日本の銅像供出の実態—東京大学文書館所蔵『銅像回収関係』を例に一 People's reactions against government-side requests in World War II : A case study of removing bronze statues in Tokyo University.

齋 藤 裕

1 はじめに

普段、私たちは駅前の広場や公園、そして大学構内でよく銅像を目にする。現在では日常の風景の一部となっている銅像だが、太平洋戦争期には銅という金属であることから、戦争関連物品への転用が企図され、政府によって回収の対象となった¹。こういった戦時期の銅像をめぐっては、これまでさまざまな視座から研究が進められてきた。戦後の日本では美術史の観点から朝倉文夫、北村西望などの作家別に「彫刻作品」として美術史上に位置づける試みが多く行われた²。これらは作品の芸術的な評価や作品制作の経緯、あるいは彫刻家同士の関係性などを研究の主眼に置いている。そのため、戦時期の銅像は回収されてしまう戦争の「被害者」として描かれることが多かった。彫刻作品と作者という関係以外の、銅像の扱われ方が像主とどのような関わりをもっているか、また銅像の回収がどのように行われたかなどについての全国的な研究は長らくされてこなかった³。

平瀬礼太は『銅像受難の近代』（吉川弘文館、2011年）において、彫刻作品と作者という枠組みを超えて、人々がどのように銅像を受け入れたかという明治期以降の銅像受容のあり方を明らかにし、全国各地の銅像について考察を行った。平瀬は戦時期の銅像の扱いについても研究の射程におき、銅像供出をめぐる制度史を整理しただけではなく、供出が民衆へどのような影響をもたらしたか、新聞記事を使いつつ分析を行った。平瀬は「戦中の銅像とえば、どうしても金属回収の圧力の下に応召する銅像という、ときに勇ましく、また悲痛なイメージをとまなう場合が多い」と当時多く伝えられた銅像への印象を明かしている⁴。たしかに1943年3月に閣議決定された「銅像等ノ非常回収実施要綱」（以下『銅像要綱』）では銅像の回収について「飽迄愛国心ノ発露ニ依ル如ク措置スル」という記述があり、新聞記事では「勇ましく、悲痛なイメージ」を抱かせるような、供出する銅像を見送る「壮行式」の様子が多く報じられた⁵。本研究ノートの筆者は大学在学中、戦時期にどの銅像が回収（＝供出）すべき、もしくは保存（＝存置）すべきと判断されたかを明らかにし、その判断基準の考察を試みた⁶。ただ、銅像の所有者側がどのように供出を進めたかについては、回収を決定する政府側と銅像の所有者側との間でのやりとりを示す一次史料が乏しく、多くを写真1のような「勇ましく」回収されていくことを伝える新聞記事に頼らざるを得なかった⁷。



陣出てへろそ暫康家;濯道
1943年3月31日 読売新聞
写真1 (1943年3月31日)
読売新聞

しかし、これらの戦時期の銅像に関する新聞記事を史料として扱うのは非常に注意が必要であることを本稿筆者は大学卒業後に発見した。戦後に公開された1943年当時の毎日新聞「検閲週報」が、戦時期の銅像に関する新聞記事には制約があったことを示しているのだ。『銅像要綱』が閣議決定された1943年3月当時、「検閲週報」によれば内閣記者会が協定事項として記事の取り扱い方を以下の通り定めたという⁸。

(イ) 閣議で決定したということ、(ロ) 政府の方針であること、(ハ) 全国一斉に回収すること、(ニ) 事前或は予想記事(誰々の銅像が近く回収することになる模様等)、以上の事項はもち論、大局的に大量の数字を書くことは不可である

当時の記者たちは政府の方針や全国一斉の回収であることを報じるのは許されず、その総量も伝えることは「不可」とされた⁹。その一方で「個々の銅像が回収された事実は本紙版で取り扱ってよろしい」という取り決めがなされ、国民教化のモデルとなるような銅像の自発的な「出征」「出陣」「応召」の事実だけは報じられ続けた¹⁰。「出征」「出陣」「応召」はいわば銅像の意志(多くは「遺志」)、もしくは遺族や関係者の意向として、戦時期の現況や時局に対し取った行動と報じられ、政府の決定を受けて取られた行動とは明示されてこなかったのだ。新聞記事の「愛国心の物語」は、「検閲週報」が示す状況を鑑みると、その物語性を差し引いて読み解く必要があると言える。銅像の出陣式が行われたとする新聞記事は、供出された事実を伝える史料としては間違いはないだろう。ただ、政府の決定、命令をどのように受け取ったかについては、新聞記事にあるような「勇ましく、悲痛なイメージ」に仮託してしまってよいのだろうか。一方で供出を免れたという証言は、戦後になって出てきたもので、供出に関する命令を当時どのような形で受け取り、供出が実行されるまでどのような行動を取ったかを示す一次史料は乏しい状況にある¹¹。その観点からすると、東京大学文書館所蔵の『銅像回収関係』¹²(以下、『回収』文書)は新聞記事や戦後の証言からは得られない詳細な供出の実態が記されており、東京帝国大学(以下、東京帝大)の銅像供出の実態を伝える貴重な史料と言えるのだ。この『回収』文書は谷本宗生が2006年に『東京大学史史料室ニュース』にて取り上げている¹³。しかし、谷本はあくまで史料の紹介にとどめており、『回収』文書が銅像供出の研究においてどのような価値を持つものなのか、『回収』文書によってどのようなことが新しく示されたと言えるのかについては触れられていない。そこで本稿は「2. 供出方針決定後の政府の動き」で『銅像要綱』決定後の政府の動きや供出の進捗状況への認識を概観し、「3. 『回収』文書について」では『回収』文書を通して東京帝大の銅像供出への取り組みを読み解いていく。「4. 『回収』文書が示唆するもの」では『回収』文書が、戦時期の供出に関してどのようなことを明らかにしたか、について考察していく。

2 供出方針決定後の政府の動き

2.1 供出の分類と過程について

これまで銅像供出をめぐるのは、1943年3月の『銅像要綱』と、同年12月の『銅像等ノ非常回収ノ実施ニ関スル件』の2つの閣議決定を中心に研究が行われてきた¹⁴。東京帝大の『回収』文書を用い供出の実態を解明する上で、政府によって銅像はどのような分類をされ、どのような手順を踏み、回収が決定されたかをあらかじめ確認することが必要となるため、以下で制度史を概観していく¹⁵。

表1 銅像供出の制度史（1943年12月まで）

年	月 日	出 来 事
1941年	9月1日	金属類回収令
1943年	3月5日	閣議にて「銅像等ノ非常回収実施要綱」（『銅像要綱』）決定
	4月12日	地方長官に銅像の調査報告を通牒
	6月23日	特殊回収銅物件審査委員会官制を制定
	7月20日	特殊回収銅物件審査委員会の委員、幹事を任命
	8月10日	審査委員会の会合
	8月25日	特殊回収銅物件審査委員会の委員、幹事を追加で任命
	8月以降	（イ）（ロ）（ハ）（ニ）について各幹事が調査選定し決定した案を持ち寄り幹事会を2回行う
	10月末	幹事会案を作成
	11月29日	審査委員会にて幹事会案を審議
	12月10日	閣議にて「銅像等ノ非常回収ノ実施ニ関スル件」決定

1943年3月の『銅像要綱』にて銅像はすべて原則回収という方針が決められたが、回収の対象から除く条件についても同時に定めていた。回収除外の対象となったのは、以下の4項目のうちいずれかに該当する銅像だった。

- （イ）皇室、皇族、王族ニ関スルモノ及神像
- （ロ）仏像等ニシテ直接信仰ノ対象トナリ又ハ礼拝ノ用ニ供スルモノ
- （ハ）国宝又ハ重要美術品ノ指定アルモノ
- （ニ）特ニ国民崇敬ノ中心タルモノ

上記4項目のいずれかに該当する銅像がある場合は所有者側にその報告を求めた。6月には商工省に特殊回収銅物件審査委員会（以下、『審査委員会』）の官制が制定され、寄せられた報告を基に判断が行われた¹⁶。委員会での審議を経て、12月の『銅像等ノ非常回収ノ実施ニ関スル件』（以下、「最終版リスト」）として銅像の「処遇」が以下の通り、閣議にて決定された。

- （一）当然回収シ差支ナシト認メラルルモノ¹⁷ 8344個

(二) 疑義ノ存スルモノノ中回収スベキモノト認メタルモノ

要綱 (イ) 物件 27 個

要綱 (ロ) 物件 412 個

要綱 (ハ) 物件 9 個

要綱 (ニ) 物件 165 個

計 613 個

(三) 疑義ノ存スルモノノ中存置スベキモノト認メタルモノ

要綱 (イ) 物件 37 個

要綱 (ロ) 物件 177 個

要綱 (ハ) 物件 51 個

要綱 (ニ) 物件 14 個

計 279 個

上記のように銅像の位置付けを3つに分け、(二)と(三)の項目に該当する銅像はそれぞれ具体的な銅像名と所在地が縦書きで右から左へ順番に列記され、リストとなっている。この「最終版リスト」を基に12月14日、各地方長官宛に銅像回収の通牒がなされ、(二)の回収対象となった銅像についても「迅速回収」の方針が伝えられた¹⁸。

2.2 政府からの回収の命令について

ここまで回収対象の決定までの流れを見てきたが、政府側が回収の進捗をどのように捉えていたのかについては、先行研究で扱われてこなかった¹⁹。本稿では回収決定後の所有者側の認識も考察の対象とするため、所有者側に供出を働きかけた政府側は供出の方針が決まった後、どのような認識を持っていたのか、本節で確認していきたい。

「最終版リスト」が閣議決定される直前の1943年11月、商工省から銅像回収の管轄を引き継いだのは軍需省だった。局長級幹部と軍需大臣との会議で、東条英機軍需大臣（内閣総理大臣と兼任）と難波経一企業整備本部長（金属回収本部長を兼任）が銅像回収のスケジュールについて以下のやり取りをしている。

軍需大臣 三月ニ閣議決定ガアツテ今頃決定スル等トイフノハ遅スギル。敏速ニ処理セヨ

難波企業整備本部長 地方庁ノ調査ノ回答ガ非常ニ遅レタ為デアル。

軍需大臣 回収スルコトニ殆ド問題ノナイモノハ既ニ取外シテキルカ。

難波企業整備本部長 献納ノ形式ニ依リ●●²⁰ 済ミノモノガ相当数ニ達シテキルガ府県ニ依ツテ其ノ状況ハ一様デハナイ²¹

このやりとりから伝わってくるのは東条軍需大臣の回収を急ぐ姿勢だ。ここにある「回収スルコトニ殆ド問題ノナイモノ」とは、「最終版リスト」の「(一) 当然回収シ差支ナシト認メラルモノ 8344 個」を指していると思われる。この「最終版リスト」が決定した後の政府側の動きはどのようなものだったのか。表2に以降の動きを示したので、適宜参照しながら概観していく。

表2 1944年以降の銅像供出について

年	月 日	出 来 事
1944年	3月18日	「金属類決戦回収実施要綱」に銅像回収の目標数量600トンの記載
	5月31日	軍需省内で回収対象の約80%の回収を完了と、第1四半期(6月末)で回収が全部完了する見込みという報告がされる
	6月16日	閣議にて特殊回収銅物件審査委員会の停止が決まる

1944年の3月18日には「金属類決戦回収実施要綱」が策定され、銅像回収の目標数量を600トンとした²²。その目標に向かって、実際にはどのような成果を挙げていたのか。5月31日にまとめられた軍需省総動員局が作成した「軍需省主管閣議決定事項実施状況調」では「閣議の効果」として、回収の実施状況と見込みをこう記している²³。

回収対象トナリタルモノ約八〇%ノ回収ヲ完了シ残余ニ付テモ目下回収実施中ニシテ本年第一四半期ニ於テハ殆ンド全部完了スル見込ナリ

東条軍需大臣が閣議決定前にあれだけ急かしていた銅像の回収も回収対象の「約80%の回収を完了」という成果を挙げ、「第一四半期」(=1944年6月末)までの完了を見込んでいた。この書きぶりからすると概ね順調に回収作業は進んでいたようだ。そして6月16日には閣議で審査委員会の停止が決定され、その役目を終えることになる²⁴。

3 『回収』文書について

3.1 『回収』文書の内容と銅像の調査報告について

東京大学文書館所蔵の『銅像回収関係』(『回収』文書)はこれまで見てきた政府が主導する供出の実態をどのように記録しているのか、銅像供出の制度史と東京帝大の対応を表3にまとめた。適宜表3を参照しながら見ていこう。

表3 銅像供出の制度史と『回収』文書に見られる東京帝大の対応

年	月 日	出 来 事
1941年	9月1日	金属類回収令
1943年	3月5日	閣議にて「銅像等ノ非常回収実施要綱」決定
	4月12日	地方長官に銅像の調査報告を通牒
	5月3日	文部省総務局長から東大総長に銅像調査の通牒
	5月27日	学内で銅像調査を行った結果を文部省に報告

	6月19日	文部省から回収の方針が伝えられ、除外すべきものについては詳細を提出せよと通知が来る
	6月23日	特殊回収銅物件審査委員会官制を制定
	7月7日	文部省に浜尾新、古市公威、市川紀元二、加藤弘之の計4体を存置すべきと認められると回答
	7月20日	特殊回収銅物件審査委員会の委員、幹事を任命
	8月10日	審査委員会の会合
	8月25日	特殊回収銅物件審査委員会の委員、幹事を追加で任命
	8月以降	(イ)(ロ)(ハ)(ニ)について各幹事が調査選定し決定した案を持ち寄り幹事会を2回行う
	10月末	幹事会案を作成
	11月29日	審査委員会にて幹事会案を審議
	12月10日	閣議にて「銅像等ノ非常回収ノ実施ニ関スル件」を決定
1944年	1月10日	文部省から存置すべきと希望のあったものは回収すべきと決定したと通知が来る
	2月中旬以降	銅像所有者、関係者側に連絡。回収の了承を求める
	3月18日	「金属類決戦回収実施要綱」に銅像回収の目標数量600トンの記載
	5月31日	軍需省内で回収対象の約80%の回収を完了と、第1四半期(6月末)で回収が全部完了する見込みという報告がされる
	6月16日	閣議にて特殊回収銅物件審査委員会の停止が決まる

※灰色をつけた項目は先行研究や本稿筆者の調査により判明した銅像供出に関する出来事
白色の項目は『回収』文書により判明した出来事

『回収』文書には目次がなく、1943年5月27日発送、文部省総務局長宛の「銅像調査ニ関スル件」という通牒から文書は始まり、文部省と東京帝大側とのやりとりの詳細を示す資料や大学本部と学部との間で交わされた実務的なやりとりなど計150枚近くが綴られている²⁵。

4月12日には地方長官に対し、管轄内の銅像の調査報告と回収除外物件に加え、回収か存置か疑義のあるものについて報告を命じている²⁶が、『回収』文書によれば、文部省は5月3日になって東京帝大へ調査報告を行うよう命じる通牒を送付している。締切は同月10日までと明記されており、東京帝大庶務課長は各学部に対して銅像の有無を10日までに大学本部へ報告してほしいと連絡をし、由緒や製作者などを記載した「銅像調書」の提出を求めた。各学部からは10日を数日過ぎて回答が寄せられ、大学本部は計47体の銅像リストを作成したが²⁷、結局文部省へ調査報告の結果を発送したのは5月27日となった。

3.2 存置すべき銅像の選定

6月19日、文部省総務局長から東京帝大総長宛に「昭和十八年度銅像等ノ非常回収実施ニ関スル件」(発総94号)の通牒が発送される²⁸。通牒には「極秘」の字の判が押され、「大東亜戦決戦ノ新段階ノ進捗ニ伴フ銅ノ需給益々緊切ナル状況ニ鑑ミ之ガ一方策トシテ銅像等ノ非常回収ヲ断行」とあり、その文面には緊迫感が強調されている。通牒に付された実施要綱第一の三には、前出の回収除外の4項目のいずれかに該当する銅像があれば、6月末日までに「作者」「由緒」「理由」などを記した調書の提出を求める旨の記載がある。これを受け、庶務

課長が各学部に対して存置すべき銅像があるかの問い合わせを行っている。ほとんどの学部からは管轄の銅像は回収して差支えない旨の回答があったが、図書館長の市河三喜からは加藤弘之像について存置すべきという回答が寄せられた。そこに記載された由緒や理由は、のちに文部省へ提出された銅像調書の内容と合致している。一方、事務職からではなく教授などからも回収されることに反対する意見が寄せられた。市川紀元二像については両宮育作教授から存置すべきという書状が大学本部に送付され、『回収』文書に綴じられている。また大山松次郎教授からも存置すべきという意見があったことを示すメモ書きが残されている。それらの内容はそのままではないが、東京帝大が文部省宛に記した調書において教授から寄せられた意見を含んでいることが確認できた。浜尾新像に関しては山田三良教授と内田祥三総長との6月25日の打ち合わせがメモとして残されている。その内容としては、浜尾新元総長（故人）の考えを推し量りつつ、回収除外を具申し、「中央ニ於ケル回収委員会」（＝特殊回収銅物件審査委員会）に判断を委ね、万が一回収すべきとなった場合は浜尾家当主の諒解を得るのが適当だ、というものだった。また、差出人は不明だが、古市公威像についても存置すべきという意見書が『回収』文書に綴じられている。各学部や教授から寄せられた意見を取りまとめた結果、7月7日、浜尾新、古市公威、市川紀元二、加藤弘之の計4つの銅像を存置すべき銅像とし、文部省へ通牒を送付している。これら4つの銅像の由緒、存置すべき理由はその要旨を表4にまとめた。

表4 文部省に存置希望を伝えた東京帝大の4つの銅像について

銅像名(像主)	像の製作者	由緒	存置を要する理由
浜尾 新	堀 進二	浜尾先生記念会が、本学における功績から設立	大学への貢献。文部大臣、貴族院議員、枢密院議長として国家への奉仕、東宮大夫、御学問所副総裁として東宮殿下への奉仕、亡くなった際に天皇からご沙汰があったこと
古市公威	堀 進二	古市先生記念事業会が、素晴らしい人柄を長い年月にわたって伝えるために建設	工科大学学長、工学会会長として工学の進歩発展寄与、軍部と密接なる連繋による兵器の改良充実、また軍事教練の提唱などの功績
市川紀元二	新海竹太郎	日露戦争での忠勇義烈は学生の手本とすべく、山川総長によって寄付金が募集され、浜尾総長時代に竣工	金鷄勲章、単光旭日章など日露戦争での殊勲。非常時において忠君愛国を示した精神は模範とすべきであり建設されたこと。例年3月7日の命日には銅像の前で追悼式典が行われていること
加藤弘之	朝倉文夫	加藤博士八十歳祝賀会により寄贈されたが、震災により焼失。1929年1月に加藤成之氏からもう一体の像が寄贈された	本学総長としての歴史上の記念物、作者の制作した中で傑作中の傑作であること

※「由緒」及び「存置を要する理由」はその要旨を記載

古市、市川が軍や戦争との関係を記しているのに対し、浜尾、加藤の両像は元総長としての帝国大学に対する貢献度がより強調され、加藤像に関しては「傑作である」とその芸術性も存置すべき理由として挙げられていた²⁹。

これらは対外的な説明のための理由でもあったが、存置すべきという意見の根拠となる内部事情的な理由が『回収』文書からは見えてくる。そのひとつが、浜尾像について記された、1933年6月30日発送の「浜尾先生記念事業実行委員長」宛の書面だ。これは当時の東京帝大総長・小野塚喜平次が受け取った浜尾像の寄付願に対するお礼の返答となっている。以下がその文面である。

一、故子爵濱尾先生銅像 一基
右本学へ御寄附被下御厚意深謝仕候
先生ノ学徳ヲ偲ビ後進仰慕ノ記念ト
シテ永久ニ保存致度右御礼旁々此段
御挨拶申上候 敬具

この文章の「永久に保存」部分に傍点が打たれている点に注目したい(実際の文面は縦書き)。実はこういった例は浜尾像のみではなく、1929年2月9日に作成された加藤成之(弘之の孫)宛の寄付願に対する返信の文書でも「永久に保存」の文字に傍点が打たれている。一方、青山胤通や緒方正規の銅像建設許可願や寄付願も『回収』文書には綴られているが、これらの返書には「永久に保存」という記載はなく、文中のどの箇所にも傍点はない。このことから、当時の担当者もしくは『回収』文書を作成した担当者が過去の寄付願などの資料を調べ、「永久に保存」と関係者と約束した内容に注目し、留意すべき点として文書に残したことが推測できる。

一方で東京帝大から文部省側へ「存置すべき銅像」として報告されていない山極勝三郎像の寄付に対する返書にも「永久に同教室に安置」を約束する旨が記され、「永久に同教室に安置」の部分に傍点が打たれている。この山極像の例をとってみてもわかるように、『回収』文書には供出か否かその判断結果に関わらず、学内の銅像に関する詳細が保存されている。こういった過去の資料や、各学部や教授からの意見をすべて検討した上で最終的に計4つの銅像を選定し、文部省側に返答していたという過程を読みとることができる³⁰。6月19日の文部省から東京帝大宛の文書に付された要綱の第1の二では「回収ヨリ除外スベキモノノ認定ハ中央ニ於ケル委員会ニ於テ之ヲ行ヒ其ノ重要ナルモノニ付テハ閣議ノ採定ヲ経ルモノトス」と記し、東京帝大側にも銅像の審査を予告していた。東京帝大の存置すべきとした銅像は、その記載通り最終的に「中央ニ於ケル委員会」³¹にて、審議が進められていく。

3.3 文部省からの回答と東京帝大の対応

『回収』文書には文部省へ返答した7月7日以降半年ほどの期間は資料が何も綴られていない。というのも、この間に委員会での審査結果を待つ状況にあったのだ。年をまたいで1944年の1月10日、文部省総務局長から東京帝大総長宛の通牒で「回収除外方ニ付御申請相成リタル銅像ハ回収スベキモノト決定致シタル」と、申請を行った4つの銅像すべてに対し、回

収の方針が告げられた。そして、この通牒に基づき、回収の実施を東京帝大に求めた。

その後、東京帝大はどのような対応をとったのか。『回収』文書によれば東京帝大側は遺族や設立に関わった関係者に諒解を得るため、奔走していたようだ。1944年2月には市川紀元二の親友³²である渋谷元治に了承を取るべく通牒を発送、加えて市川の実弟（青山士^{あきら}）についても調べ、毛筆の字で弟の経歴と当時住んでいたとおぼしき住所を手書きで記したメモも残っている。浜尾新像に関しても、銅像建立に関わった発起人のうち「既存者」（存命者のことか）のリストが『回収』文書には綴られている。リストに記載された人物によっては、名前に中央線が引かれているが、これは物故者を意味しているのだろう。中央線を引かれていない人名の下に住所が書かれていることから、浜尾新像に関係していた存命の人物にできる限り連絡を取ろうとした形跡が見てとれる。これは東京帝大に位置する銅像ながら、寄付願を受け、管理してきた銅像だからこそ、その関係者に回収の諒解を得ようとしていたことを示している。実際、当時の総長だった内田祥三の関係文書を見ると、第一工学部在籍時に古市像の建設に関わった内田総長宛に回収の諒解を伺う1枚の書面（1944年3月25日付）が綴じられているのだ³³。これは東京帝大の関係者に実際連絡をとっていたことを裏付ける史料と言える。

4 『回収』文書が示唆するもの

4.1 供出の時期を区分する指標

銅像供出に関してはこれまで、供出に対する民衆の反応を中心として研究がなされてきたが、供出が行われる時期についてはそれほど注目がされてこなかった。平瀬は「それまでは偉人（その中には軍神・軍人も多数含まれていた）のシンボルとして後進、国民を導く役割を担っていた銅像の役割を正反対に変える画期」³⁴と位置づけ、1943年3月5日の『銅像要綱』を契機に、多くの銅像が供出の対象となったという解釈によって、『銅像要綱』以前／以後の二分法的な見方を示した。しかし、『回収』文書によって、『銅像要綱』以後の「供出の時代」も画一的ではなく、その供出された時期によって銅像の性格が異なる可能性が示された。1943年3月5日以降は、所有者側は当然回収すべき銅像（＝存置すべきと報告はしなかった銅像）の回収に着手していく。全国の銅像に目を移すと、東京の徳川家康、太田道灌像が1943年3月に、陸奥宗光像が6月に供出の式典が行われただけでなく、香川県高松市で5月29日に県内学校の銅像含め約70体の除魂式を旧高松城内の桜の馬場にて開催し、同じ高松市で6月13日に松平頼寿像が供出されている³⁵。宮崎県小林市では6月1日から市内の銅像回収を始め、6月30日に回収が完了したという³⁶。6月18日には前橋市の初代市長の銅像が供出される³⁷など、文部省調査の期限でもあった6月末までに記録に残っている限りでも全国各地さまざまな種類の銅像の回収が進んでいったことがわかる。7月以降も個々の銅像の供出作業は進み、9月2日には高知県高知市の高知公園で板垣退助の供出壮行式が行われ³⁸、10月8日には青山学院大学で本多庸一像が「赤襷をつけて出陣」³⁹した。ここで紹介したのはあくまで一例だが、1943年3月から最終版リストが閣議決定される12月までに供出した

ものの多くは、「疑義ノ存スルモノノ中回収スベキ」「存置スベキ」のどちらにも名前がなく、「当然回収シ差支ナシト認メラルルモノ」に分類された銅像と見られる⁴⁰。これらのほとんどは所有者側が「回収して差支えなし」と判断し、その判断に基づき、回収を実行したケースと言っていいだろう。

一方、同じ『銅像要綱』以後でも1944年からは「最終版リスト」で「疑義ノ存スルモノノ中回収スベキ」と指定された銅像の供出が続出する⁴¹。特に3月から4月にかけては確認できる限りでも鉄道省の井上勝（3月8日）⁴²、福岡県久留米市の爆弾三勇士像（3月13日）⁴³、真木和泉守（4月21日）⁴⁴、京都市の高山彦九郎（3月21日）⁴⁵、岐阜県高山市の広瀬武夫像（3月27日）⁴⁶、岩手県では南部利祥（4月4日）、後藤新平（4月8日）、斎藤実（4月8日）、横川省三（4月21日）の計4体の銅像⁴⁷の供出が行われた。鹿児島市では島津斉彬、島津久光、島津忠義の三公銅像（4月19日）の「供出壮行式」が行われるなど⁴⁸、全国的に「疑義ノ存スルモノノ中回収スベキ」銅像の回収を実行したケースが多く見られた。『回収』文書にて綴られた1944年1月の文部省からの供出決定通知や2月、3月の関係者への諒解を取ろうとした文面と照らし合わせると、3月～4月の時期に回収された銅像の多くは「所有者側は存置すべきと判断し、政府の判断を待っていた銅像」と見ることができるだろう。『回収』文書の浜尾、市川、加藤、古市の計4体の像のように、所有者側からは「存置すべき」と意見が出されたものの、政府側から「回収すべき」と判断された銅像は1944年1月前後を境に続々と台座から取り外されていく。この事実は裏を返せば、供出の経緯が不明な銅像でも、取り外された時期によってその供出の性格を類推できる可能性を示している。つまり、『銅像要綱』以後とひとくくりになされていた銅像供出の時代を非常回収期（所有者側の判断に委ね、回収が行われた時期）と決戦回収期（所有者側が存置を希望しても回収を命じられる時期）の二段階に分け、その時期区分の基準、もしくは境界線となりうる史料的価値を『回収』文書は有しているのだ（図1を参照）。

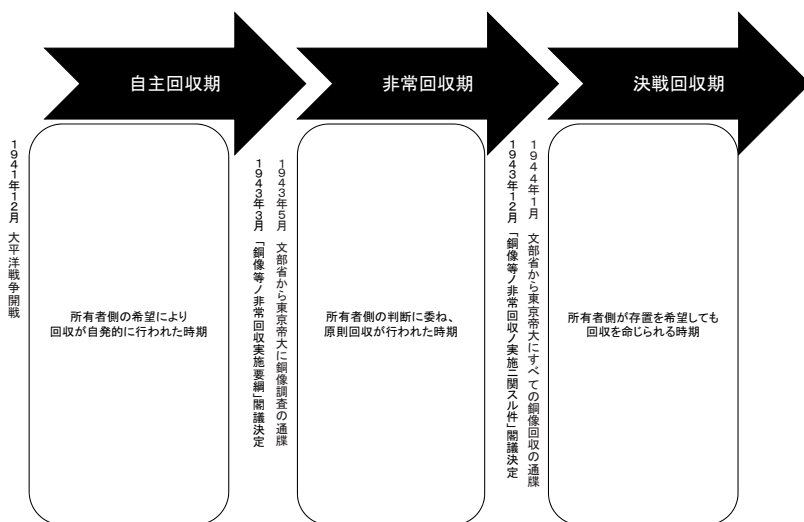


図1. 供出の時期区分について

4.2 調査報告、供出の遅延を裏付ける史料

太平洋戦争が開戦してから約2年後の1943年11月18日の軍需省の局長会議では、軍需大臣が「三月二閣議決定ガアツテ今頃決定スル等トイフノハ遅スギル。敏速ニ処理セヨ」と発言し、難波企業整備本部長は「地方庁ノ調査ノ回答ガ非常ニ遅レタ為デアル」と回答していた⁴⁹。『回収』文書は地方庁（内務省ルート）のケースではなく文部省ルートのケースではあるものの、東京帝大においても回答の期限を守れず、2度の文部省からの問い合わせに対し2度とも返答が遅れていた。東京帝大のような組織において正確に情報を把握するため、担当部署に確認をとっていると、締切に間に合う状況ではなかったことがよくわかる。これがより広範囲にわたる地方庁などであれば、なおさら「調査ノ回答ガ非常ニ遅レタ」という結果になったのも納得がいく。『回収』文書を読む限り、文部省の調査では「銅像の現存調査」と「存置の希望」についての照会を2度に分けていた。こういった非効率的な運用のあり方は、軍需省の局長会議で見られたような政府側の抱く切迫感が、文部省や東京帝大までは共有されていなかった可能性を示唆している。

4.3 供出する主体の再定義

これまでの研究では新聞記事を基に、所有者側の多くは自発的に政府へ協力し、供出や回収ではなく、「出征」「出陣」「応召」といった形で銅像を送り出したことが明らかにされてきた。その判断の決定主体として所有者もしくは像主が登場してきたが、『回収』文書を通して見ると、判断の決定主体をどのように考えることができるだろうか。

東京帝大は6月19日に文部省からすべての銅像が回収の対象であると連絡を受けているが、回収から除外すべきと判断する銅像については別途報告が認められていた。このことから存置／除外の一次的な判断が東京帝大に委ねられていたことがわかる。その「存置」の要望を追認、もしくは拒否する二次的な判断を下す委員会（特殊回収銅物件審査委員会）の存在があり、最終的（三次的）な決定としては閣議の決定があった。銅像供出の制度史を明らかにした椎名則明が「閣議の採択をへて回収がおこなわれた⁵⁰」と表現したような単純で一元的な決定主体ではなく、「回収」という決定はさまざまな立場の人や団体によって順を追って下されるという多層な決定主体によって作り出されたものだった。存置する銅像を決めた主体を整理すると以下ようになる。

- ①銅像を所有する人間、もしくは銅像が位置する土地の所有者、もしくは銅像を管理する団体が一次的には判断する。
- ②その判断を審査委員会が確認・判断する。
- ③内閣が最終判断を行う。

上記は『回収』文書でいうところの、①=東京帝大（銅像を管理する団体）、②=中央の委員会（特殊回収銅物件審査委員会）を指しており、小さい単位から大きな組織へと「存置」

という判断の許可を得る仕組みを確認できる。前出した軍需省の局長会議にて東条軍需大臣は「回収スルコトニ殆ト問題ナイモノハ既ニ取外シテキルカ」⁵¹と問い、難波企業整備本部長が相当数の実績を報告している。このことが示すのは、「回収スルコトニ殆ト問題ナイ」、つまり報告として「存置すべき」という意見が上がってこなかった銅像については、委員会の判断を待つことなく「自発的」に回収が行われていたという事実だ⁵²。しかし、東京帝大の『回収』文書を読んでいくと、東京帝大においては、遺族や銅像設立の発起人など関係者の諒解を得ようとしたため、すぐに回収へと進んだわけではなかった。供出の命令を即時実行しなかった所有者側の対応が示唆するのは、政府側からの指示や要請に対抗する何か別の権利を有していたということだ。それは、遺族の諒解がまだ得られない場合は、供出はできないという消極的な拒否権のようなものだったのではないだろうか。『回収』文書には、遺族や関係者への諒解を得ようとする文書のみが存在し、その返信は綴じられていない。回収がどのように進んだかを示す文書は市川紀元二の親族の情報が掲載された書面で終わった形になっている⁵³。

では、供出を命じられた銅像は1944年4月以降、どうなったのか。『回収』文書には綴られていないが、1944年4月10日付の『帝国大学新聞』⁵⁴がその後を伝えている。記事では浜尾総長像や市川紀元二像、コンドル、ウエスト、ベルツ、ダイバースなど各像が続々と取外され、「出陣」したと伝える。しかし、その銅像の多くは、実際は供出されず、戦後まで学内に保管されていた。1998年に東京大学の博士たちの肖像彫刻、および肖像画を調査した木下直之は『博士の肖像』⁵⁵で、銅像の多くが戦後に現存していることを明らかにしている。以下に示す表5のリストは、『回収』文書と、木下の調査及び1988年時点の東京大学内の調査リスト『胸像・立像・記念碑(石)・レリーフ等一覧』⁵⁶の戦後に作成された2つの資料を照らし合わせたものに○をつけた。

表5 東京帝大にあった銅像（銅碑）のリスト

	有無	人名(像主)	製作年	種類	所在場所	所有者名	備考
1	○	濱尾新	1932	全身座銅像	大講堂前	所有者は本学	
2	○	古市公威	1937	全身座銅像	第一工学部庭園内	所有者は本学	
3	○	加藤弘之	1915	胸像	附属図書館記念室	本学所有	
4	○	田口和美	1907	胸像	医学部構内	解剖学教室所有	
5	○	小金井良精	1937	胸像	医学部構内	解剖学教室所有	
6	○	大澤岳太郎	1922	胸像	医学部構内	解剖学教室所有	『回収』文書では1921年製作
7	△	井上通夫	1939	胸像	医学部構内	解剖学教室所有	木下『博士の肖像』では製作年不詳
8	△	三田定則	1930	胸像	医学部構内	法医学教室所有	木下『博士の肖像』では製作年不詳
9	○	三浦守治	1917	胸像	病理学教室所有	—	『回収』文書では1918年製作
10	○	山極勝三郎	1929	胸像	病理学教室所有	—	『回収』文書では1930年製作
11	○	長興又郎	1937	胸像	病理学教室所有	—	
12	○	高橋順太郎	1921	胸像	医学部構内	本学所有	
13	○	林春雄	1933	胸像	医学部構内	薬理学教室	
14	○	緒方正規	1921	胸像	医学部構内	本学所有	
15	△	隅川宗雄	1919	胸像	医学部構内	本学所有	『回収』文書では宗が「実」となっている。誤記か。木下『博士の肖像』、『胸像・立像・記念碑(石)・レリーフ等一覧』では製作年不詳。『回収』文書の記録によった
16	○	下山順一郎	1915	胸像	医学部構内	本学所有	『回収』文書では1912年製作
17	○	近藤次繁	1937	胸像	医学部構内	大槻外科教室所有	

18	○	青山徹蔵	1937	胸像	医学部構内	大槻外科教室所有	木下『博士の肖像』では製作年不詳
19	△	弘田長	1928	胸像	医学部構内	小児科教室所有	木下『博士の肖像』では製作年不詳
20	○	石原忍	1940	胸像	医学部構内	眼科教室所有	
21	○	青山胤通	1920	胸像	医学部構内	本学所有	
22	○	佐藤三吉	1924	胸像	医学部構内	本学所有	
23	○	濱田玄達	1908	胸像	医学部構内	本学所有	
24	○	榊俣	1896	胸像	医学部構内	精神病理学教室所有	『回収』文書では1898年製作
25	○	呉秀三	1939	胸像	医学部構内	精神病理学教室所有	
26	○	ベルツ	1907	胸像	医学部構内	本学所有	
27	○	スクリバ	1907	胸像	医学部構内	本学所有	
28	○	ミュルレル	1895	胸像	医学部構内	本学所有	
29		土肥慶三	1927	胸像	医学部構内	皮膚泌尿器科教室所有	
30	○	コンドル	1922	全身像	第一工学部庭園内	本学所有	『回収』文書では1925年製作
31	○	ウエスト	1910	胸像	第一工学部庭園内	本学所有	木下『博士の肖像』では製作年不詳
32	○	三好晋六郎	1914	胸像	第一工学部庭園内	本学所有	
33	○	タイバース	1900	胸像	理学部科学教室南側	本学所有	
34	○	原熙	1940	胸像	農学部構内	本学所有	
35	○	上野榮三郎	1930	胸像	農学部構内	本学所有	
36		田中玄	1914	胸像	農学部構内	本学所有	
37	○	ヤンソン	1902	胸像	農学部構内	本学所有	
38	○	ケルネル	1915	胸像	農学部構内教官会議室	本学所有	
39	○	松井直吉	1914	胸像	農学部構内教官会議室	本学所有	『回収』文書では1915年製作
40	△	市川紀元二	1908	全身像	本学グラント隣	本学所有	戦後、静岡に移転
41	△	地震研究所創設 記念碑文	—	—	地震研究所	—	製作年不明
42	○	原龍太	1914	胸像	第一工学部土木工学教室	—	『回収』文書では「明治末」に製作
43	○	井口在屋	1925	胸像	第一工学部機械工学科	—	『回収』文書では1928年製作
44	△	寺野精一	1924	ブロンズ浮き彫り	第一工学部船工学科教室	—	木下『博士の肖像』では製作年不詳
45	○	エルトン教授	1910	浮彫銅額	電気工学科	—	『回収』文書では1911年製作
46	○	瀧精一	1934	胸像	文学部	—	
47	○	渡辺渡	1922	胸像	第一工学部鉱山学教室	—	

※○は戦後、1988年の調査もしくは1998年調査時に現存したもの

名称は『回収』文書の表記による

製作年は戦後の2つの資料による。異なる記録の場合は備考に一方の記述を示した。

市川を除く△は戦後も所在場所を変えずに存在していたことは確認したもの、戦前にあった銅像と同じものか確認できなかった銅像。

○のついた、実際は供出とならず、戦後に残された銅像は少なくとも38体。供出を待つ状況だったはずの銅像の多くはその後、供出されずに残っていたのだ。そこには当然、東京帝大が存置を希望した4つの銅像も含まれる。38体には含まれていないが、△を付けた市川紀元二像も戦後、大学内に残されていた⁵⁷。1953年に東京大学から静岡県に移転したため、カウントしていないが、供出されず戦後まで構内にて保管されていた。

戦時期に回収を指示されながら、戦後まで生き残った40体近くの銅像そのものが、最終的な供出の成否が誰に委ねられていたのかを如実に示しているのではないだろうか。

5 おわりに

本稿では、これまでの先行研究と『回収』文書を照らし合わせることで、銅像の調査や存置の希望の集約において遅延が発生していたことを明らかにした。また、文部省からの通牒を基準に、供出が行われた時期によって銅像の性格を判断することができる可能性を示した。そして供出決定後の東京帝大の対応から銅像を供出する最終決定権はやはり所有者にあったのではないかという推論を提示した。これらの東京帝大内の銅像供出の実態からは、政府側が『銅像要綱』で記し、新聞記事で具体的に伝えられていった「愛国心の発露」とは違った論理で、銅像の回収に取り組んでいた姿が見えてくる。政府が目論んだ「愛国心の発露」を文字通りに実行しようとするれば、決められた期間までに遂行することになるはずだ。しかし、

東京帝大はともすれば、非協力的にも思える回答の先延ばしをしていた。それだけでなく、『帝国大学新聞』では「出陣」として扱われ、「愛国心ノ発露ニ依ル如ク措置」したことを示しながら、銅像は取り外されたのみで実際は大学内で保管する「二重規範」とも言える銅像の取り扱いを見せていた。これは軍需省が1944年5月31日時点で「回収対象トナリタルモノ約八〇％ノ回収ヲ完了」という認識だったことからすると、例外的な少数派のケースであったことが推測される。ただ、全国を見ると東京帝大の銅像以外にも、取り外しはしたものの回収されなかった銅像は、たしかに存在していた。前出の1944年4月19日に供出壮行式が開催された鹿児島市の島津斉彬、島津久光、島津忠義の三公銅像は結局供出されることなく、終戦を迎えた⁵⁸。新潟市の竹内式部像も「疑義ノ存スルモノノ中回収スベキモノト認メタルモノ」に指定されながら、供出は実行されなかった。竹内像があった学校の校長だった櫛平朔は、県の回収課長からの電話による督促の中で「銅像が公然と露呈されていることが支障となる」と聞き、銅像の量の2倍の銅を用意し地下に銅像を埋め、供出を免れたことを明かしている⁵⁹。

一方で回収対象となりながら取り外しをされず、1944年以降も公共空間にあった銅像に対しては複数回にわたり督促がなされた。上野公園の「小児群」「投槍」の2つの像を所有していた帝国図書館（現国立国会図書館）は、1944年9月15日に下谷区長から1度目の供出要請を受け、1945年3月10日には東京都長官から2度目となる供出要請を受けた。特に2度目の供出要請の文書には「過般特殊回収銅物件審査委員会ニ於テ存置スベキ銅像銅碑ノ決定有之之等存置決定アリシ以外ノモノハ総テ回収致スコトト相成居候条為念申添候」とその根拠まで記されている。これを受け、帝国図書館は4日後の14日に供出する旨を回答したが、結局は回収されないまま終戦を迎えたという⁶⁰。

回収決定までは判断材料を含めて詳細が綴られている『回収』文書だが、多くの銅像が取り外された1944年4月4日以降については何も文書が残されていない。取り外された後の銅像について何も綴られていないのは、督促が行われた帝国図書館のケースや前出の竹内式部像をめぐる「銅像が公然と露呈されていることが支障となる」という発言からすると、取り外しをされた東京帝大の銅像については督促の対象外となっており、公共空間から姿を消した銅像についてはこれ以上の文書のやりとりがなされなかったと考えられる。

1943年11月の軍需省の会議で東条英機総理大臣兼軍需大臣は「回収スルコトニ殆ド問題ノナイモノハ既ニ取外シテキルカ」と取り外しの有無を回収担当の局長に尋ねていた⁶¹。東京帝大に残された銅像の存在を考えると、こういった発言が、取り外されている状態を「回収待機」とみなし、政府側は「それでよし」とする風潮につながったのではないかと推測される。

平瀬が指摘するように『銅像要綱』の「愛国心ノ発露」に呼応した「出陣式」「出征式」で台座から取り外されていく銅像は、戦時を意識させる先導的立場を担った⁶²。その裏を返せば、供出されていない銅像の存在はその逆の効果を生んでいたと言える。つまり、供出されず残っている銅像の存在そのものが政府の回収に協力していないことを明示している状況が発生していた。『銅像要綱』では「本件実施ニ当リテハ政府ニ於テ積極的ニ啓発宣伝ヲ為シ之ガ重要性ヲ広く認識セシムルト共ニ愛国心ノ発露ニ依ル如ク措置スルコト」⁶³と記されており、内

閣記者会の取り決め事項では「政府の方針であること」「閣議で決定したこと」は書くことが不可とされた。政府は啓発宣伝を積極的に行う方針を定めながら、供出の主体として政府が前面に出ることを避けようとしていた。それほど政府も銅像供出が国民にどう認識されるかを気にしていたことを示唆している。そう考えると、「回収すべき」と指定されながら公共空間に残された銅像は「重要性を認識していない」悪い例という位置づけになる。政府側は供出が進んでいくにあたって、周囲に与える影響を鑑み、公共空間にいるべきでない銅像が「いる」状態の悪影響を問題視し、「ない」状態を目指し、まずは取り外しだけを行うことに重きを置いていったのではないだろうか。元々は、銅の回収、そして転用を目的とする初期のステップとして銅像の取り外しという行為があったはずだ⁶⁴。しかし、この取り外しという回収する際の1つの手順が新聞記事で「式」としてメッセージ性を含んだイベントとして取り上げられ、民衆への大きな啓発宣伝の意味合いを帯びたことにより、銅像の取り外し自体が目的となる「手段の目的化」が起きていたと考えられる。東京帝大に戦後まで残された銅像と、『銅像回収関係』という文書名でありながら銅像が取り外された後の「回収」については何も資料が残っていない『回収』文書の存在は、「取り外し」の目的化を何よりも裏付けているのではないだろうか。

本稿を執筆しながら、課題も発見した。『回収』文書には記載のない東京大学所有の銅像だ。木下が戦前に建立されていることを確認したものの、『回収』文書には登場していない銅像が一定数存在している⁶⁵。これらがなぜ『回収』文書には登場しなかったのか、この点については別の機会に深く考えてみることにしたい。

本稿は早稲田大学文学学術院教授の鶴見太郎先生に卒業論文と同様、ご教授いただく機会を得た。鶴見先生からは東京帝大においては同じ帝国大学の京都帝国大学とは異なり、「国是」という観点があり、今回の銅像供出にあたって影響があったのではないかという指摘を頂いた。本稿では紙幅の都合上考察することができなかったが、貴重な視座のため、別稿に譲ることにしたい。また、同学術院教授の真辺将之先生には本稿の構成から記述の仕方までご指導いただいた。研究論文の体裁を会得できていない拙い筆者が拙いなりにこのような研究ノートにまとめることができたのは真辺先生の指摘によるところが大きい。この場を借りて深謝申し上げたい。早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程の徳植雅之氏には、帝国大学令に定められた「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」機関という法令上の東京帝大の位置づけとの関係性や文部省に出向していた内務省官僚の存在と思想警察の影響についてご指摘いただいた。特に検閲における取り締まる側と取り締まりの対象とされる側の関係は、銅像の供出における政府側と所有者側の関係に相通じるところがある。紙幅の都合上、これらのテーマについて考察することはできなかったが、貴重な指摘のため、改めて研究の対象としたい。

本稿を作成するにあたって、東京大学文書館学術専門職員の井上いぶきさん、東京大学文書館の村上こずえさんには非常事態宣言などで制約がある中でも、史料の請求からデータの提供までご助力いただいた。そのご協力があって、本稿をまとめることができた。この場を借りて改めて感謝を申し上げたい。

註

¹ なお、本論文中で用いる主要な語句の定義は下記の通りである。

「政府」……供出の命令を発した政府、内閣を指す。「政府側」には各省庁が集まって銅像の存置／供出を判断した「特殊回収銅物件審査委員会」を含める。

「所有者」……銅像を所有している人、団体。基本的には銅像が存在する土地、建物の所有者となるが、寄付を受け、管理を委託された団体となる場合もある。

「献納」……政府からの命令によるものでなく、自発的な銅像の回収協力を指す。

「供出」……政府からの命令を受け、回収を行うこと。献納に比べると受動的である。新聞紙上などでは「出征」「出陣」「応召」など銅像の人物性を主語に置いた表現をされることが多かった。

「存置」……戦時期にあって、銅像を回収せずそのまま保存すること。

「像主」……銅像のモデルとなった人物。楠木正成像を例にとると、その像主は楠木正成ということになる。

² 田中修二が高村光雲、後藤貞行、大熊氏広を中心に挙げた『近代日本最初の彫刻家』（吉川弘文館、1994年）や『日本彫刻の近代』（淡交社、2007年）など、彫刻作品の芸術性を考察する研究は盛んに行われてきた。

³ 銅像の建立経緯や建立後の状況については地域史の視点で注目されるようになり、00年前後からはその銅像の人物性やその地域でどう受容されたかについてもさまざまな観点で研究が行われるようになっていく（大坪潤子「岩手における「銅像」ノート－〈南部利祥像〉を中心に－」『和光大学人文学部紀要』第34号、1999年、「知られざる中央広間3憲政人の銅像建立秘話」『国会画報』第46巻第4号、2004年4月など）。また、日常生活の金属回収が進んだ戦時期に供出せざるをえなかったという観点で自治体史では地域にある銅像が多く取り上げられている（弘前市教育史編纂委員会編『弘前市教育史 下巻』弘前市教育委員会、1979年や久留米市編『続久留米市誌 上巻』久留米市、1955年、高松空襲戦災誌編集室編『高松空襲戦災誌』高松市、1983年など）。

屋外彫刻調査保存研究会編『屋外彫刻調査保存研究会会報』第3号、2004年や写真家の金子治夫『日本の銅像』淡交社 2012年、阿部和正『日本の銅像—偉人の英姿—』私家本、2010年など全国の銅像を捉えようとする試みはあったものの、戦時期にそれらの銅像がどのように扱われたか、という銅像供出の総論的な研究はあまりなされてこなかった。

銅像が全国的にどう扱われたかを示す研究として、ひとつの像主に限定したものだが、松尾公就（「二宮金次郎像の変遷と『応召（徴）』」『昭和のくらし研究』昭和館、2006年）による二宮金次郎（二宮尊徳）像の研究がある。松尾によれば、二宮像の多くは大日本報徳会の指導のもと、政府から命じられる前に、自発的に国に対して差し出す「献納」の形をとった。本稿では戦時期の銅像と政府による供出を研究対象とするため詳しく触れない

が、供出の命令によらず、銅像を回収した典型的な例として示しておく。

椎名則明は1941年8月の金属類回収令から1943年3月の『銅像要綱』までの銅像供出の制度史を明らかにしたが、その実態としては東京市内の東京市役所の太田道灌、徳川家康像、及び市川團十郎像など東京での事例を紹介するに留まっている。(椎名則明「近代日本における銅像建設と戦争」『戦争2(近代戦争の兵器と思想動員) (「もの」から見る日本史)』所収、青木書店、2006年、221-238頁)

⁴ 前出平瀬『銅像受難の近代』、242頁

⁵ 『銅像等ノ非常回収実施要綱』独立行政法人国立公文書館(請求番号:別00247100-00400) 日本統治期の台湾の銅像の供出を調べた鈴木恵可「日本統治期台湾における銅像受容に関する一考察」『日本植民地研究』2020年でも新聞報道が実証性のある史料として用いられている。一方で二宮金次郎像に関しては新聞記事に頼らない形での研究が進んでおり、松尾は前出「二宮金次郎像の変遷と『応召(徴)』」にて、大日本報徳会が全国へ「献納」の指示を出していたことを明らかにしている。そして、松尾は各学校でどのように扱われたかも学校沿革史などを用い、埼玉県や神奈川県国民学校単位で断片的ながら考察している。

⁶ 齋藤裕「銅像供出から見る戦時日本」『2014年度早稲田大学文学部卒業論文』

⁷ 1943年3月31日付『読売新聞』朝刊、3頁

⁸ 田中菊次郎解説「毎日新聞『検閲週報』(昭和一七〜一八年)の証言(中)」『新聞研究』283号、1975年2月、69-73頁

⁹ その中で(二)の「事前或は予想記事」については、協定事項として「地方版においても、本府県から誰々外何名の銅像が応召するという記事は不可である」とされているが、銅像の回収見込みなどを報じた記事は散見される。『銅像要綱』が決まった1943年3月5日の4日後、9日付の『読売新聞』が「先見の言そのまま真ッ先に澁澤翁 “鑄潰してお役に” 今こそ実現 銅像五百体の“応召” という見出しで銅像回収の予測について「合計約五百体」としっかり予想を行っている。同月15日には『朝日新聞』が“いざ弾丸に、軍艦に” 銅像・大挙して応召 全国に澎湃たる出陣準備」という見出しを打ち、こちらは総数ではなく横浜や長野、神戸、大阪、松山などさまざまな地域の銅像供出の見込みを伝えている。地方紙の『大分合同新聞』でも同年12月13日付朝刊で「県下の銅像全部出陣」という見出しで、観測記事を掲載している。内閣記者会に所属していない記者が執筆した記事だったから黙認されたのか、掲載が認められた理由は判然としていない。

¹⁰ 写真で示した読売新聞の記事と同様に1943年3月末には「いざ米英撃滅へ 家康と道灌出陣」(1943年3月31日付『朝日新聞』朝刊、3頁)として供出が「出陣」として報じられ、6月9日に「出陣」壮行式が行われた陸奥宗光像についても1943年6月10日付『読売新聞』が「陸奥伯出陣 重光(葵、筆者注)外相らが銅像の壮行会」という見出しで取り上げ、文中でも「勇躍金属回収に応召することに」と紹介されている。その他にも東京の九段坂上の川上操六像を例に挙げると、「川上大将再出陣」(1943年4月8日付夕刊『読売新聞』2頁)などとあくまで像主の自発的な行動を想起させる「出陣」という伝えられ方がされ、政府

の決定や命令という背景は記事中でも明確にされなかった。

- ¹¹ 平瀬が『彫刻と戦争の近代』（吉川弘文館、2013年）で着目した1943年11月20日に刊行された高知板垣会『板垣退助銅像供出録』はひとつの銅像の供出を記録する珍しい一次史料と言えるが、供出式の記念冊子的な色合いが強く、生前の功績や板垣退助の関連施設の紹介、年表の掲載などに紙幅が割かれ、政府側とどのようなやりとりがあったかは示されていない。
- ¹² 東京大学文書館所蔵 参照コード：S0019/14 庶務課が作成した1点140丁の史料となっている。
- ¹³ 谷本宗生「東京大学史像の検証を続けて～学内の銅像等金属回収について～」『東京大学史料室ニュース』第37号、2006年11月30日、4頁
- ¹⁴ 『銅像等ノ非常回収ノ実施ニ関スル件ヲ定ム』独立行政法人国立公文書館（請求番号：類02768100-00800）
- ¹⁵ なお、太平洋戦争開戦前の1941年9月に金属類回収令が公布されているが、金属類回収令では回収の対象に銅像は含まれていなかった。年表は、前出齋藤「銅像供出から見る戦時日本」を基に作成した。
- ¹⁶ 本稿筆者が調べたところ、審査委員会での決定の前に調査報告と選定のため幹事会が2回行われたことは確認できた。（「銅像等ノ非常回収ニ関スル件（昭和一八、一一、一七 企業整備本部）」『軍需省関係資料』第3巻所収、現代史料出版、1997年、148-149頁）
- ¹⁷ 他の項目が「認メタル」であるが、この項目のみ「認メラルル」となっている。これは委員会が主体的に認めているものではなく、審議前に報告を行った自治体や組織によって既に回収が「認められている」という受け身の意味合いを含んでいることを示唆している。
- ¹⁸ 「軍需省主管閣議決定事項実施状況調」（自昭和18年9月1日 至昭和19年3月31日）『昭和初期社会経済史料集成』第24巻所収、大東文化大学東洋研究所、1998年、616頁
- ¹⁹ 政府側ではなく、東京都の供出の認識は『都政週報』54号（1944年9月30日、5頁）にて以下のように示されている。
- 銅像の出征は、全国的には非常に進捗し、他処の道府県は九十%の成績を取めてあるが、東京は成績が悪い
- 具体的に東京がどれほど悪いかは不明だが、供出しようとする関係者から横槍が入ってくることもあったようだ。しかしここでも政府が何を目標として、回収の状況をどのように捉えていたのかは窺い知ることができない。
- ²⁰ ●●の2文字は字がつぶれており、判読不可。文字のつぶれ方や前後の文脈からすると、「処置」の2文字が入ると推測される。
- ²¹ 「昭和18年11月18日 局長会報記録」前出『軍需省関係資料』第3巻所収、200-201頁
- ²² 『昭和19年3月18日 昭和19年度金属類決戦回収実施要綱』JACAR（アジア歴史資料センター）所蔵 Ref.C12120295900、昭和19年 大東亜戦争 戦争指導関係綴 内政経済の部 其1（防衛省防衛研究所）
- ²³ 前出「軍需省主管閣議決定事項実施状況調」 なお「閣定」は閣議決定を指している。

²⁴「百三十四件を停止 長期 不急事業等に決戦措置」1944年6月17日付『朝日新聞』東京朝刊 2頁

²⁵実際の史料を確認した前出谷本によれば、この綴りのサイズが縦28cm×横21cmで、「本来であれば各年の『文部省往復』綴りなどに収められる事項と推測するが、学内の銅像等金属回収に関する件を一括した綴りになっている」と史料の性格を説明する。

²⁶前出「銅像等ノ非常回収ニ関スル件（昭和一八、一一、一七 企業整備本部）」

²⁷リストには「入澤達吉」の記載があるが、中央線を引かれ「ナシ」と黒い筆文字で付け足されている。入沢を除くと計47体となる。

余談だが47体の中には特殊回収銅物件審査委員会の委員として銅像の存置、供出を審議する立場となっていた美術史家の滝精一（東大名誉教授、文学博士）の像も含まれていた。後ほど登場する存置希望を東京帝大が申し出るやりとりにおいても、滝の像は東京帝大から「存置すべき」銅像としての申請はなく、審査委員会で自分の銅像を審議することはなかったと見られる。

²⁸宛名以外の部分は打ち込まれた文字で、宛名部分は判を押した文字が入っている。この体裁からは、宛先のみを変え、回収を命じる同じ内容が他にも送られていた可能性が感じ取られ、さまざまな文部省管轄機関に同様の文書が送られていたという状況が推測できる。

²⁹前出の『銅像要綱』にて定められた除外される4項目でいうところの（ハ）と（ニ）に該当しうる存置すべき理由と言える。

³⁰浜尾、古市像に関しては像の制作が堀進二（当時東京帝大第一工学部講師）、台座の設計・監督が内田祥三（当時の総長）だった。2つの像とも内田総長が台座を作ったことが存置希望という判断に影響した可能性にも留意する必要がある。

³¹1943年6月時点ではまだ委員会の正式名称が決まっていなかったため、特殊回収銅物件審査委員会という正式名称ではなく、仮称だった。

³²「きのう除幕式挙行 首山堡戦の華 市川中尉銅像」1958年9月1日付『静岡新聞』にて親友の工学博士として渋谷元治氏の名が挙げられ、市川の実弟で工学士の青山士氏とともに移転後の除幕式に参加したことが記されている。

³³「故古市男爵記念事業委員会 其二」『内田祥三関係文書』東京都公文書館 請求番号：U526.1-こ-4183

³⁴前出平瀬『彫刻と戦争の近代』、123頁

³⁵高松空襲戦災誌編集室編『高松空襲戦災誌』高松市、1983年、232-233頁

³⁶小林市史編纂委員会編『小林市史』国書刊行会、1987年、856-857頁

³⁷前橋市戦災復興誌編集委員会編『戦災と復興』、1964年、907頁

³⁸高知板垣会『板垣退助先生銅像供出録』、1943年11月20日

³⁹青山学院編『青山学院九十年史』、1965年、466-467頁

⁴⁰管見の限り、例外は1943年6月に供出された陸奥宗光像の一例に限られている。

⁴¹1943年10月に既に供出を決定していた青森の津軽為信像、鹿児島島の島津斉彬、島津久光、

島津忠義の三公銅像も委員会の決定を待つようにして、1944年4月（鹿児島）と9月（青森）に銅像を取り外す式典が行われている。（弘前市教育史編纂委員会 編『弘前市教育史 下巻』弘前市教育委員会、1979年、331頁、404頁、鹿児島市史編さん委員会『鹿児島市史Ⅲ』、1971年、946頁）

⁴² 門田勲『国鉄物語』朝日新聞社、1964年、323頁

⁴³ 「肉弾三勇士の銅像応召 きのう奉告祭」1944年3月14日付『朝日新聞』福岡版

⁴⁴ 『続久留米市誌』下巻、298-299頁

⁴⁵ 「高山彦九郎の出陣」1944年3月22日付『読売新聞』朝刊、3頁

⁴⁶ 高山市編『高山市史』第1巻、1981年、391頁

⁴⁷ 田中喜多美編『岩手県郷土史年表』万葉堂書店、1972年、426頁

⁴⁸ 実際は供出遅延で終戦を迎えている。（前出『鹿児島市史Ⅲ』、946頁）

⁴⁹ 「昭和18年11月18日 局長会報記録」『軍需省関係資料』第3巻所収、200-201頁

⁵⁰ 前出椎名「近代日本における銅像建設と戦争」

⁵¹ 前出「昭和18年11月18日 局長会報記録」

⁵² 政府側に疑義がありながら、所有者側によって供出を決断していたという決定の多層性を示すケースもある。青森県弘前市の津軽為信像、そして鹿児島市の島津三公銅像、そして外務省の陸奥宗光像だ。弘前市の津軽為信像は1943年10月、弘前市会によって銅像の供出が議決された。金属回収運動の強化を意図したこの議決だが、同年12月の最終版リストによると、津軽為信像は「疑義ノ存スルモノノ中回収スベキモノト認メタルモノ」に指定されている。これは委員会で存置か供出か審査の対象となっていたことを意味している。そう考えると、弘前市会は委員会の正式な決定がなされる前に供出の方針を決めてしまっていたのだ。津軽為信像の「出陣式」が実際に行われたのは翌1944年9月（8月とする説もある）と、最終版リスト決定のだいぶ後になっている。その理由として『弘前市教育史』は「この五〇〇余貫の銅像の供出となるとその運搬方式から受け入れ先などいろいろな問題」があったことを挙げている。このいろいろな問題の中に政府の決定を待っていたという事情も含まれるだろう（前出『弘前市教育史 下巻』）。

鹿児島島の島津斉彬、島津久光、島津忠義の三公銅像も1943年10月に「応召」が決まったが、実際の「供出壮行式」が行われたのは翌1944年4月とこちらも「最終版リスト」が発表された後となっている。（前出『鹿児島市史Ⅲ』）

外務省の陸奥宗光像は1943年6月に「出陣」の壮行式が行われたが、同年12月の最終版リストでは「疑義ノ存スルモノノ中回収スベキモノト認メタルモノ」に指定されている。疑義があるにも関わらず、上記2つの弘前市と鹿児島市の例と異なり、なぜ決定を待たずに陸奥宗光像は供出されたのか。当時、陸奥像の保存を考えていた外務省職員の佐藤信太郎は戦後、このように述懐している。

戦争が日増しに熾烈となり金属回収のため、銅像供出が計画された当時、私は会計課に勤務（註。当時会計課長）していた。供出リスト中に陸奥伯の銅像も含まれていたので、

その除外方極力努力したのであるが、遂に功を奏せず、撤去することに決定されてしまった。

(佐藤信太郎「陸奥伯の銅像について」『霞関会会報』1965年7月号、9-10頁)

この供出リストは陸奥像の「出陣」壮行式が行われた1943年6月より前に見たと考えると、外務省が提出したリストか、もしくは官僚が見ることのできた政府内部で作られたリストを指していると見られる。この陸奥像の扱いには不明点も多いが、ここで改めて確認したのは供出か保存かの決定権が所有者側に委ねられていたわけではないということだ。あくまで存置は希望として処理され、保存についての決定権は有していなかった。結局、遺族の承諾を得て6月に壮行式が行われることになった。

⁵³ 巻末に綴じられているのは、1943年4月に調査した大学内の銅像位置を赤丸で示している地図となっている。

⁵⁴ 「銅像の横綱も征く 濱尾総長像など続々」1944年4月10日付『帝国大学新聞』、2頁

⁵⁵ 木下直之『博士の肖像』東京大学出版会、1998年

⁵⁶ 東京大学文書館蔵 参照コード：S0086/0030

⁵⁷ 木下直之「消えた銅像 市川紀元二の戦前・戦中・戦後」『東京大学 本郷キャンパス案内』東京大学出版会、2005年、146-147頁

⁵⁸ 前出『鹿児島市史Ⅲ』

⁵⁹ 櫛平朔「竹内式部先生銅像の縁起と異聞」『郷土新潟』19号、1978年、64-70頁

⁶⁰ 佐野力「相対する師弟の像—風雪四〇年 今も上野図書館前庭に—」『国立国会図書館月報』国立国会図書館、1975年5月、14-17頁

⁶¹ 前出「昭和18年11月18日 局長会報記録」

⁶² 前出『銅像受難の近代』において平瀬は「銅像になるような国民の範となるような人物に対しては銅像のイメージを通じて戦時体制にふさわしい教化が行われていた」(242頁)と指摘している。

⁶³ 前出『銅像等ノ非常回収実施要綱』

⁶⁴ 二宮金次郎像など一部のケースでは銅像の供出と引き換えに、陶像などを置くという方法も取られるなど、銅像の不在を他の物質による像で代替しようとする動きもあった。(前出『銅像受難の近代』、215-219頁)

⁶⁵ 前出木下『博士の肖像』によると、1937年製作の柿内三郎(作者不詳、医学部生化学教室蔵)、同じく1937年製作の小藤文次郎(堀進二作、理学部地質学教室蔵)、1940年製作の有坂鋁三(朝倉文夫作、工学部精密機械工学科蔵)など『回収』文書にはない銅像が戦前に複数製作されていた。

(さいとう ゆう)